

賃上げの令和4年4月1日実施と 春闘要求の前進回答を求める署名

今年の人事院勧告後の春闘交渉で日本赤十字社本社人事部長は賃金改定について、「従来の基本方針である世間並みの確保を声高に行けるような財政状況ではない。留保して検討させていただくことも考えたが、2年以上に渡る新型コロナウイルス感染症対応に奮闘している職員の方々への影響や、組合からの有額回答を望む要求があったことを勘案して当該年度内に、世間並みの職員給とする」と述べた。職員の基準内給与は平均で0.37%、1人あたり1,431円の引き上げ、定期昇給込みで平均1.68%、1人あたりでは6,419円の改定となる。

人事院は令和4年4月1日に給与改定を実施することを勧告し、昇給分については遡及して支給されることに対して、日本赤十字社本社は「令和5年1月1日実施とし、当該年度内の改定であり、遡及は生じない」と考えを示した。しかし、われわれ労働組合は春闘要求として賃上げを要求しており、「実施日は令和4年4月1日」ということを決して譲歩することなどできない。

日本赤十字労働組合は4月以降の消費者物価指数の上昇や、2年以上にわたり新型コロナウイルス感染症に対応している職員のことを鑑みて、当然に令和4年4月1日に賃上げを実施し、昇給分は遡及して支給するよう求めていくことを決定した。

何もしなければ何も変わらない。黙っていても、放っておいても賃金が上がる時代ではなくなった今、私たち日本赤十字労働組合の取り組みにより世間並みの賃金引上げを自ら勝ち取る強い決意を署名にて表明する。

日本赤十字社 社長 清家 篤 様

《要求事項》

1. 賃上げ実施を令和4年4月1日とすること。
2. 春闘要求について前進する回答をすること。
3. Rプラン来年4月切り替えに伴う新賃金の早期公開と、適切な評価による賃金の移行を求める。

日赤労組支部名または勤務施設名 ()

氏名	区分
	職員・家族・親戚
	職員・家族・親戚
	職員・家族・親戚
	職員・家族・親戚
	職員・家族・親戚

日本赤十字労働組合のホームページでも署名にご協力いただけます。
パソコン・スマートフォンからもぜひ署名にご協力ください。

【日赤労組ホームページ：Web 署名アドレス QR コード】

<https://jrc-wu.jp/2022shomei/>

